

経営方針

1. 経営の基本方針

当社は、「人々の求めるエネルギーを不断に提供し、日本と世界の持続可能な発展に貢献する」という企業理念のもと、「エネルギーと環境」の二つの分野を軸として積極的な事業展開を目指しており、電気事業制度の改革により事業環境の厳しさが増すなか、当社は多くのステークホルダーにとって魅力ある安定成長企業となるため、卸電気事業の競争力の徹底強化と新たな事業の拡大推進を図っております。

当社は、公正で透明な経営を行なうとともに、上記取り組みを通じて企業価値の増大を図り、多様なステークホルダーの期待に応えてまいります。

2. 利益配分に関する基本方針

当社は、現在、財務体質の強化が必要との認識の下、当面は安定的な配当の継続を原則としながら、経営基盤強化のための内部留保の充実を図ることを基本としております。

この内部留保資金につきましては、持続的に企業価値を高めていくため、有利子負債の削減及び新たな事業投資に振り向けてまいります。

なお、事業環境の変化、成長投資および財務体質強化の状況等を踏まえながら、今後の利益配分に関わる基本的な考え方についての検討を行う所存です。

3. 当社グループをめぐる事業環境と対処すべき課題

(1) 当社グループをめぐる事業環境

当社は、平成15年10月の当社設立根拠法「電源開発促進法」の廃止から1年を経て、平成16年10月、東京証券取引所市場第一部への株式上場により、完全民営化を実現いたしました。

また、平成17年4月より、電気の小売供給における自由化対象範囲の拡大や卸電力取引所が運用開始されるなど、わが国の電気事業は電力自由化の中で大きな変化の節目を迎えております。これに伴い、今後の電気事業における競争は益々進展するものと予想しております。

このような事業環境のもと、当社および当社グループは以下の取り組みを行っております。

(2) 卸電気事業の競争力の徹底強化と着実な成長

当社事業最大の柱である卸電気事業につきましては、事業環境の変化を踏まえ、既存の営業設備について、コスト削減により競争力を徹底強化し収益性の向上を図っております。平成13年度から実施してきた「第三次企業革新計画」は、平成17年度に最終年度を迎えることから、当社グループ全体での経営体制の見直し、人員効率化とコスト削減、財務体質の強化などの計画の完遂を目指して取り組んでおります。

新たな設備としては、平成17年8月より磯子火力発電所新2号機計画（神奈川県、平成21年7月営業運転開始予定、60万kW）の建設工事開始を予定しており、また平成18年8月の工事着工に向けて、大間原子力発電所計画（青森県、平成24年3月営業運転開始予定、138.3万kW）は、現在、国の安全審査を受けているところであります。これらの大規模設備投資につきましては、工程の遵守と建設コストの低減に努めるとともに、資金調達においてはキャッシュ・フローを適切に配分し、最適なファイナンスの実現を目指してまいります。

(3) 新たな電力事業や新規事業分野への取り組み強化

国内電力事業については、IPP（独立系発電事業者）による一般電気事業者向け電力卸供給事業（3件：52万kW）、およびPPS（特定規模電気事業者）向け電力卸供給事業（3件：32万kW）に取り組んでおります。また、前述のとおり、平成17年4月に運用が開始された日本

卸電力取引所を活用し、当社も新しい市場の健全な発展の一翼を担いたいと考えております。

海外発電事業については、電力需要の高い成長が見込めるアジアを中心に、5ヶ国・地域において14件のIPPに参画しており、そのうち12件(283万kW)は営業運転中であります。今後とも、適切なリスク管理を行いながら、当社事業第二の柱として育成することを目指してまいります。

新たな事業の創出として、風力エネルギーの開発に取り組んでおりますが、営業運転中の発電所が7ヶ所、建設中の発電所が2ヶ所あり、設備の合計は21万kWになります。その他の事業についても、国内外での過去半世紀にわたる事業経験を通じて培った当社グループ全体での事業面、技術面のコア・コンピタンスを活用し、新たな収益基盤を構築することを目指してまいります。

(4) 地球環境問題への対応

多くの石炭火力発電所を保有する当社としては、地球温暖化問題への幅広い取組みを進めています。発電時にCO₂を排出しない電源としての大間原子力発電所計画の着実な推進をはじめ、風力、廃棄物発電事業や石炭ガス化技術の開発を実施するとともに、海外においては京都議定書に取り入れられた柔軟性措置（共同実施、CDM※など）の具体化に備えたプロジェクト開発等の取り組みを進めております。

(5) 経営目標

当社は上記(2)～(4)の達成を目指した「平成17年度 経営計画」を策定し、当社グループ一丸となって、徹底した経営効率化による収益力の向上と成長力のある分野での事業展開により、継続的に企業価値の向上を図ってまいる所存であります。

- ・連結経常利益 : 550億円以上 (平成17～19年度の3ヶ年平均)
- ・連結株主資本比率 : 23% (平成19年度末)
- ・グループ人員 : 6,000名 (平成17年度末)

※共同実施 :

先進国同士が共同でCO₂排出削減や吸収プロジェクトを実施し、投資国が自国の数値目標達成のためにその排出削減分をクレジットとして獲得できる仕組み。

CDM（クリーン開発メカニズム）:

先進国と発展途上国が共同で温室効果ガス削減プロジェクトを途上国において実施し、そこで生じた削減分の一部を先進国がクレジットとして獲得できる仕組み。

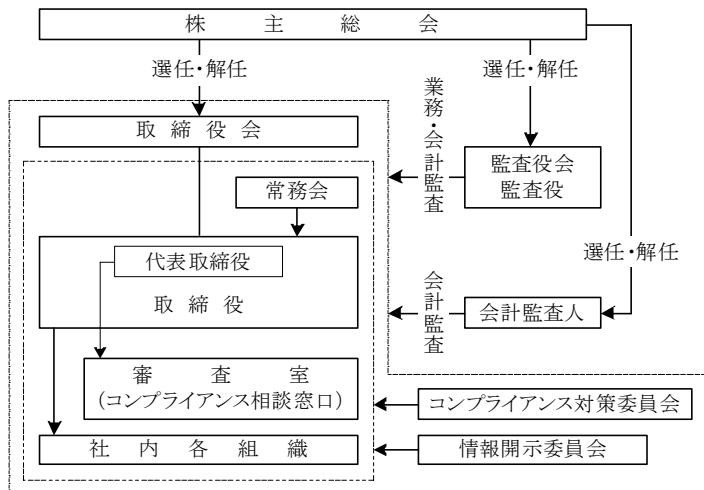
4. コーポレート・ガバナンスの状況

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンスの徹底は極めて重要な課題であるとの認識のもと、さまざまな取組みを行っております。

当社は監査役制度を採用しており、取締役12名、監査役は3名で構成されております。取締役数については、責任・権限の強化と意思決定の迅速化を図るため、平成16年6月に13名から12名に削減しております。

取締役会は原則として月1回、監査役出席のもと開催されるほか、必要に応じて随時開催されております。また、原則として毎週常務会を開催し、取締役会に付議する案件ならびに会社運営の全般的執行方針及び経営に関する重要項目について審議を行うなど、的確かつ迅速な意思決定と効率的な会社運営を行うとともに、監査役の常務会への出席等による監査役機能の実効性の充実を図っております。さらに、審査室において内部監査を実施することにより、会社業務の円滑、適正な運営の維持に努めております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制は下記のとおりです。



当社は、企業活動の透明性とアカウンタビリティの向上を図るため、社長を委員長とした「情報開示委員会」を設置しており、企業情報の積極的、公正かつ透明な開示を実施して行くこととしております。一方、反コンプライアンス対応策の強化を図るため、経営者も含めた社員個々人の業務活動に際しての、より具体的な行動の判断基準として「コンプライアンス行動指針」を制定するとともに、コンプライアンス問題が生じた場合に、迅速な対応と再発防止策を検討する組織として、副社長を委員長とする「コンプライアンス対策委員会」を設置しております。

また、社員がコンプライアンス上の問題に直面した場合の相談窓口として、審査室に「コンプライアンス相談窓口」を設置しております。

なお、社外役員として社外監査役1名を選任しておりますが、当社との間に特別の利害関係はありません。

当社は、商法特例法及び証券取引法に基づく会計監査人として新日本監査法人と契約を結び、会計監査を受けております。当社の会計監査業務は、同監査法人の指定社員である公認会計士小松育三（継続監査年数22年）、本橋信隆、玉井哲史の3名が執行しております。なお、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士8名、会計士補7名となっております。

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬並びに監査法人に対する監査報酬は以下のとおりです。

役員報酬：

取締役に支払った報酬	342百万円
監査役に支払った報酬	55百万円
計	397百万円

監査報酬：

監査証明に係る報酬	62百万円
その他の報酬	4百万円
計	67百万円

5. 親会社等に関する事項

当社は、親会社等を有しません。